

中野区いじめ防止基本方針

1 中野区いじめ防止基本方針の策定の意義

いじめはその対象となった児童等に深刻な苦痛を与え、時には当該児童等が登校できなくなったり、自殺にまで追い込まれたりするおそれがあるなど決して許されない行為であり、いじめの問題への対応は学校における特に重要な課題である。

この中野区いじめ防止基本方針（以下「本方針」という。）は、いじめの問題の克服を目指して、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

2 本方針における用語の定義

本方針において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

(3) 学校

中野区立学校設置条例（昭和 36 年中野区条例第 1 号）別表に規定する小学校及び中学校並びに中野区立幼稚園条例（昭和 42 年中野区条例第 34 号）第 1 条に規定する幼稚園をいう。

(4) 児童等

学校に在籍する児童、生徒又は幼児をいう。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものである。したがって、いじめは絶対に許されない行為であり、児童等はいじめを行ってはならない。

4 いじめに対する基本的考え方

いじめはどの学校や学級でも起こり得るものであり、取り分け、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならないとの認識の下に、いじめに対する未然防止、早期発見及び早期対応を基本として、次のとおり、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には速やかに解決を図る必要がある。

(1) いじめを許さない雰囲気づくり

教師や児童等による学校全体の取組や保護者への啓発を通して、いじめや差別を許さない雰囲気を築くことが大切である。そのため、学校の全教育活動の中で意図的かつ計画的に人権教育や道徳教育を推進して、児童等にいじめが重大な人権侵害であることを理解させるとともに、児童等による自治的かつ自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が行われるようにする。

(2) 温かい人間関係の構築

関わり合いを通して、他の児童等や教師その他の学校職員等との温かい人間関係を築くことが大切である。そのため、道徳教育を充実させ、思いやりの心を育てていくものとする。

(3) 早期発見及び的確な指導

児童等の心のサインを見逃さず、早期発見及び早期対応を図ることが大切である。そのため、教師は児童等との日常的なコミュニケーションや児童等の行動観察等を通して、その実態を

把握するとともに、いじめを受けた児童等が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童等を組織的に守り通す取組を徹底する。

(4) 教員の指導力の向上及び組織的対応

いじめの防止等に適切に対応できるようにするため、個々の教員が鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、教員個人による対応に頼るだけでなく、スクールカウンセラーの活用等も含めた学校全体による組織的な対応を図るものとする。

(5) 「ネット上のいじめ」への対応

学校非公式サイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等、インターネットを介して行われるいじめに対しては、関係機関等と連携して、情報収集や対応に努めるとともに、情報モラル教育の充実を図る。

(6) 家庭、地域社会及び関係機関との連携の強化

いじめの防止等を効果的に進めるためには、学校、家庭、地域社会及び関係機関が連携を強化することにより、学校、家庭及び地域社会が一体となって児童等の規範意識を養う指導体制を構築することが大切である。そのため、学校と地域との連絡会、道徳授業地区公開講座、保護者会等における啓発や情報交換を行うものとする。

5 中野区及び中野区教育委員会における取組

(1) 「いじめ総合対策」の実施

中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成20年9月に「いじめ総合対策」（別紙）をまとめ、これに基づき取組を進めてきた。今後も法及び本方針に基づき取り組むべき具体的な内容として、「いじめ総合対策」を着実に実施するものとする。

(2) いじめの防止等のための組織の設置等

① いじめ等対策会議の設置

いじめの実態把握及び防止に向けた効果的な対策について定期的に点検及び協議を行うため、教育委員会に次の構成員により構成するいじめ等対策会議を置くものとする。

- ア 教育長
- イ 教育委員会事務局次長
- ウ 教育委員会事務局指導室長
- エ 中野区子ども家庭支援センター所長
- オ 中野警察署生活安全課少年第一係長
- カ 野方警察署生活安全課少年第一係長
- キ 中野区立中学校長
- ク 中野区立小学校長
- ケ 中野区生活指導相談員
- コ 教育委員会事務局指導主事

② いじめ等対応支援特別委員会の設置

法第28条第1項各号に掲げる事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、同項に規定する組織として、教育委員会に第三者を含めた構成員により構成するいじめ等対応支援特別委員会を設け、同項に規定する調査及び学校等の対応の支援を行うことができるものとする。また、教育委員会において当該調査結果及び対応方針について協議の上、区長に報告するものとする。

③ 区長の措置

区長は、②による報告を踏まえ、必要に応じて再調査を行い、その結果に基づき対策を講ずるものとする。

(3) 本方針の検証及び改善

教育委員会は、定期的に本方針の内容及び取組について検証を行い、必要な改善を図るものとする。

6 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、法第11条第1項に規定するいじめ防止基本方針、本方針及び「いじめ総合対策」等を参酌し、当該学校の実情に応じて学校いじめ防止基本方針を定めるものとする。学校いじめ防止基本方針を定めるに当たっての具体的内容は、別に定める。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(3) 重大事態の対処等のための組織の設置等

学校は、重大事態が発生したときは、法第28条第1項に基づき、当該学校の下に同項に規定する組織を設け、同項に規定する調査を行うものとする。また、法第30条第1項の規定に基づき、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を区長に報告するものとする。

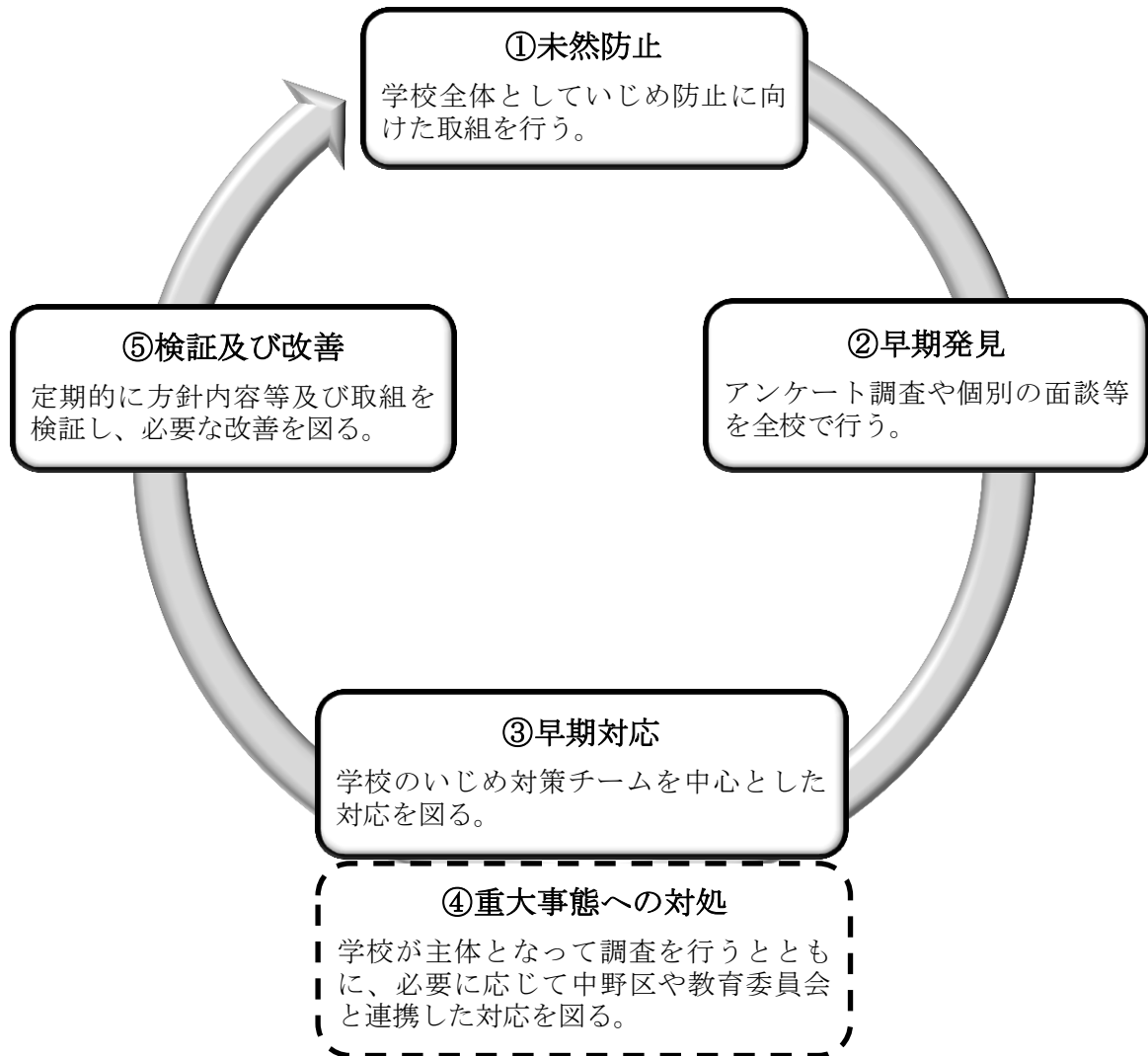
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、中野区及び教育委員会と連携して、未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処の各段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講ずるものとする。

(5) 学校いじめ防止基本方針の検証及び改善

学校は、定期的に学校いじめ防止基本方針の内容及び取組について検証を行い、必要な改善を図るものとする。

【学校におけるいじめの防止等の取組イメージ】



① 学校・行政の取り組み

(早期に発見するために)

- 区立学校のすべての児童・生徒及び保護者を対象に毎年度アンケート調査を実施し、子どもたちが抱える問題の早期発見を図ります。
- ふれあい月間等を利用し、すべての児童・生徒の個別面談を実施し、児童・生徒が抱える問題の発見に努めます。
- 児童・生徒の状況について、より一層教職員間の情報共有を図ります。
- ボランティア等の協力を得て、児童・生徒の見守りを行います。
- 教育管理職経験者、臨床心理士などの専門家における学校巡回訪問を実施します。

(迅速に対応するために)

- いじめ対応マニュアル（「いじめ対応について」）を作成し、どの学校でも適切な対応をとれるよう努めます。
- 教育委員会の危機管理体制を再整備し、事故・事件発生時の迅速で適切な対応を図ります。
- 問題発生時に、学校の経営安定化や児童・生徒のケア等に当たるため、必要に応じ教育管理職経験者、臨床心理士などの専門家を学校に派遣します。
- 「いじめ対応について」を改訂し、全教職員に配布します。

(予防するために)

- 各学校では、教材を工夫しながら、生命や人権について深く考える人権教育を充実します。
- 各学校では、いじめ等に関する校内研修を実施し、教職員の対応力を向上します。
- 児童・生徒の情操を高めるため、読書活動を奨励し、優秀な

読書感想文などについて区が表彰します。

- 「いじめ防止カード」を作成し、全児童・生徒に配布します。
「子ども110番」ポスターを作成し、各所に掲示します。

② 保護者・家族の皆さんへのお願い

- 子どもの様子がおかしいと感じたり、問題が生じたときは、早めに学校や教育委員会に相談してください。
- 子どもたちと一緒に過ごす時間を増やし、子どもの悩みを聞くなど十分な会話に努めてください。
- 子どもたちに他人を思いやる優しい心や、社会生活のルールやマナーを守ることの大切さを教えてください。
- 人とのつながり、生命や自然の大切さを家族でともに考える機会を持つようにしてください。
- 「早寝、早起き、朝ごはん」など正しい生活習慣を身につけさせるとともに、体を使って外で遊ぶ機会を増やしてください。

③ 地域の皆さんへのお願い

- 子どもたちが、地域の様々な人々にふれあうことのできる機会を増やしてください。
- 他人の子でも悪いことをした場合は注意してあげてください。
- 登下校の子どもたちの見守りや、学習支援、環境整備など、学校運営に地域の皆さんのご協力をお願いします。